

平成28年3月に公布した条例

条例番号	条例名	制定改廃等の理由及び概要	所管課名
第1号	伊勢崎市議会委員会条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>機構改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>文教福祉委員会及び建設水道委員会の所管をそれぞれ改めるもの</p>	議事調査課
第2号	伊勢崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>1 期末手当の支給割合を年間0.1月分引き上げるもの</p> <p>2 平成28年6月以降における期末手当の支給割合を改正するもの</p>	職員課
第3号	伊勢崎市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>行政不服審査法の全部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>1 審査申出書の記載事項を改めるもの</p> <p>2 審査申出人がその資格を失った場合の書面の手続について定めるもの</p> <p>3 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の規定により電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合の弁明書の提出について定めるもの</p> <p>4 決定書に記載する事項を定めるもの</p>	市民税課
第4号	伊勢崎市情報公	<p>【理由】</p>	総務課

<p>開条例及び伊勢 崎市個人情報保 護条例の一部を 改正する条例</p>	<p>行政不服審査法の全部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>1 伊勢崎市情報公開条例の一部改正</p> <p>(1) 不服申立てを審査請求に改め、不服申立人等の用語についてもこれに準じ改めるもの</p> <p>(2) 審理員による審理手続に関する規定を適用除外とする規定を加えるもの</p> <p>(3) 申請に係る不作為の審査請求を審査会の諮問対象に加えるもの</p> <p>(4) 審査会に諮問する場合、弁明書の写しの添付規定を加えるもの</p> <p>(5) 審査会に資料等の提出があったときは、当該資料等の写しを資料等を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に審査会から送付する規定を加えるもの</p> <p>(6) 資料等を提出した審査請求人等に対して意見聴取を義務付ける規定を加えるもの</p> <p>2 伊勢崎市個人情報保護条例の一部改正</p> <p>(1) 不服申立てを審査請求に改め、不服申立人等の用語についてもこれに準じ改めるもの</p> <p>(2) 審理員による審理手続に関する規定を適用除外とする規定を加えるもの</p> <p>(3) 申請に係る不作為の審査請求を審査会の諮問対象に加えるもの</p> <p>(4) 審査会に諮問する場合、弁明書の写</p>	
---	--	--

		<p>しの添付規定を加えるもの</p> <p>(5) 公の施設の管理を行う指定管理者について、準用して読み替える条例の規定を加えるもの</p> <p>(6) 審査会に資料等の提出があったときは、当該資料等の写しを資料等を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に審査会から送付する規定を加えるもの</p> <p>(7) 資料等を提出した審査請求人等に対して意見聴取を義務付ける規定を加えるもの</p>	
第5号	伊勢崎市行政手続条例の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による行政手続法の一部改正に準じ、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>異議申立て及び決定等の文言を削るもの</p>	事務管理課
第6号	伊勢崎市行政不服審査会条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>行政不服審査法の全部改正に伴い、制定の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>1 組織を定めるもの</p> <p>2 委員を定めるもの</p> <p>3 会議の非公開を定めるもの</p> <p>4 罰則を定めるもの</p> <p>5 その他審査会に必要な事項を定めるもの</p>	総務課
第7号	伊勢崎市行政不服審査法関係手	<p><b>【理由】</b></p> <p>行政不服審査法の全部改正に伴い、制定</p>	総務課

	数料条例	<p>の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>審査請求人又は参加人に対する提出書類等の写し等の交付及び閲覧に係る手数料について必要な事項を定めるもの</p>	
第8号	伊勢崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の全部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>任命権者が市長に対して行う報告すべき事項を改めるもの及び行政不服審査法の全部改正に伴い関係する規定の整備を図るもの</p>	職員課
第9号	伊勢崎市職員の退職管理に関する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>地方公務員法の一部改正による職員の退職管理制度の導入に伴い、制定の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>1 再就職者による契約事務等への働きかけを禁止するもの</p> <p>2 再就職情報の届出を義務付けるもの</p>	職員課
第10号	伊勢崎市職員の降給に関する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>地方公務員法の一部改正により降任が定義され、職員の降給に関し必要な事項を定めることに伴い、制定の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>人事評価制度に基づく職員の降給に関し必要な事項を定めるもの</p>	職員課

第 1 1 号	伊勢崎市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>伊勢崎市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例外 5 条例について、条項ずれ及び用語を改めるもの</p>	職員課
第 1 2 号	伊勢崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>傷病補償年金と障害厚生年金等が支給される場合の調整率及び休業補償と障害厚生年金が支給される場合の調整率を 0.86 から 0.88 に改めるもの</p>	職員課
第 1 3 号	伊勢崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>非常勤の職員の任用根拠の明確化を目的とした制度全般の見直しを図ること並びに行政不服審査会及び空家等対策協議会委員の報酬額を定めることに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>1 非常勤の職員のうち、地方公務員法第 17 条第 1 項の規定により任用されるものの報酬の額を定めるもの</p> <p>2 非常勤の職員のうち、地方公務員法第 22 条第 5 項の規定により任用されるものの報酬の額を定めるもの</p> <p>3 非常勤一般職の報酬の支給方法を定め</p>	職員課

		<p>るもの</p> <p>4 非常勤の職員の費用弁償について定めるもの</p> <p>5 行政不服審査会及び空家等対策協議会委員の報酬額を定めるもの</p>	
第14号	伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>1 期末手当の支給割合を年間0.1月分引き上げるもの</p> <p>2 平成28年6月以降における期末手当の支給割合を改正するもの</p>	職員課
第15号	伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じ並びに地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の全部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>1 民間給与との均衡を図るため、給料月額を平均で約0.23%引き上げ、全ての給料表の改定を行うとともに、勤勉手当については民間の支給割合に見合うよう年間0.1月分引き上げるもの</p> <p>2 給与制度の総合的見直しにより平均2%の給料表の引下げに伴い、医師及び歯科医師に適用する医療職給料表を除く全ての給料表を改定し、平成28年6月以降における勤勉手当の支給割合を改正</p>	職員課

		<p>するもの</p> <p>3 等級別基準職務表を加えるもの</p> <p>4 行政不服審査法の全部改正により関係する規定の整備を図るもの</p> <p>5 平成18年度に行った給料の切替えに伴う現給保障を平成28年3月31日で廃止とするもの</p>	
第16号	伊勢崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>国家公務員退職手当法の一部改正に準じ及び行政不服審査法の全部改正に伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>退職手当の調整額を改めるもの及び行政不服審査法の全部改正に伴い、関係する規定の整備を行うもの</p>	職員課
第17号	伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅認定制度において既存住宅を増築し、又は改築する場合の長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定により建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定等に係る手数料を徴収することに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>1 既存住宅の増築又は改築をする場合の長期優良建築等計画認定に係る手数料を徴収することとし、その額を定めるもの</p>	建築指導課

		2 建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定等に係る手数料を徴収することとし、その額を定めるもの	
第18号	伊勢崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>本市における介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>運営に関する規定を改めるもの</p>	介護保険課
第19号	伊勢崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正及び本市における介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>1 国の基準を参酌した上で、人員及び運営に関する規定を改めるもの</p> <p>2 介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係る規定を改めるもの</p> <p>3 平成28年4月1日から通所介護事業所のうち新たに地域密着型サービスに位</p>	介護保険課



		置付けられる地域密着型通所介護へ移行する事業所のうちサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所となる事業所は、平成29年度末まではこの条例の規定にかかわらず宿泊室を設けないことができるものとするもの	
第20号	伊勢崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>1 国の基準を参酌した上で、運営に関する規定を改めるもの</p> <p>2 平成28年4月1日から通所介護事業所のうち新たに地域密着型サービスに位置付けられる地域密着型通所介護へ移行する事業所のうちサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所となる事業所は、平成29年度末まではこの条例の規定にかかわらず宿泊室を設けないことができるものとするもの</p>	介護保険課
第21号	伊勢崎市空家等対策条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、本市における空家等に関する必要な措置を適切に構ずることに伴い、制定の</p>	環境保全課

		<p>必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>1 伊勢崎市空家等対策協議会の設置及び当該協議会の協議事項等について定めるもの</p> <p>2 本市としての特定空家等の認定基準を定めるもの</p> <p>3 立入調査及び緊急安全措置を実施するものとし、その内容について定めるもの</p>	
第22号	伊勢崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>放課後児童支援員となることができる者に義務教育学校の教諭となる資格を有する者を加えるもの</p>	子育て支援課
第23号	伊勢崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>1 小規模保育事業所A型、保育所型事業所内保育事業所における保育士の数について、当分の間、基準に定める数の合計</p>	こども保育課

		<p>数に1を加えた数以上とする規定を、保育士1名及び保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者としてすることができる特例を加えるもの</p> <p>2 小規模保育事業所A型、保育所型事業所内保育事業所における保育士の算定について、当分の間、小学校教諭、幼稚園教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者についても、保育士とみなすことができる特例を加えるもの</p> <p>3 1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所における保育士の算定について、当分の間、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該施設に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超える場合には、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いた数の範囲内で、市長が認める者を保育士とみなすことができる特例を加えるもの</p> <p>4 上記2及び3の場合であっても、保育士を全体の保育士数の3分の2以上置かなければならないとするもの</p> <p>5 小規模保育事業所A型、保育所型事業所内保育事業所の設備基準を、平成28年6月1日付けで施行される建築基準法施行令の一部改正に適合した基準に改め、かつ、条ずれを改めるもの</p>	
--	--	---	--

第24号	伊勢崎市プリティータウンの磯沼荘条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>本市における介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p> <p>【概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 磯沼荘の行う事業のうち介護予防通所介護を第1号通所事業に、介護予防訪問介護を第1号訪問事業に改めるもの</li> <li>2 磯沼荘の利用対象者を改めるもの</li> <li>3 第1号通所事業及び第1号訪問事業の利用料金に関する規定を定めるもの</li> </ol>	介護保険課
第25号	伊勢崎市みやまセンター条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>本市における介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 みやまセンターの行う事業のうち介護予防通所介護を第1号通所事業に改めるもの</li> <li>2 デイサービスセンターの利用料金に関する規定を改めるもの</li> </ol>	高齢福祉課
第26号	伊勢崎市農漁業災害対策特別措置条例及び伊勢崎市農業近代化資金融通特別措置条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>農業協同組合法等の一部を改正する等の法律による農地法の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>農業生産法人の呼称を農地所有適格法人に改めるもの</p>	農政課
第27号	伊勢崎市境産業振興会館条例及	<p>【理由】</p> <p>利用料金及び使用料の見直しを図ること</p>	商工労働課

	<p>び伊勢崎市勤労者会館条例の一部を改正する条例</p>	<p>に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>1 利用者が本市の区域内に住所を有しない者のうち、本市の区域内に在勤していない者又は本市の区域内に本社（店）、支社（店）及び営業所がない法人については、利用料金及び使用料の100分の30を加算した額とするもの</p> <p>2 利用料金及び使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとするもの</p>	
<p>第28号</p>	<p>伊勢崎市工場立地法に基づく準則を定める条例</p>	<p><b>【理由】</b></p> <p>工場立地法の規定に基づく緑地面積率等の基準を緩和することに伴い、制定の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>1 この条例を適用する区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合を定めるもの</p> <p>2 敷地が2以上の区域にわたる場合の適用について定めるもの</p> <p>3 建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合について定めるもの</p> <p>4 本市に隣接する地方公共団体の長との協議について定めるもの</p> <p>5 伊勢崎市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10号第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止するもの</p> <p>6 既存の特定工場に係る面積の算定につ</p>	<p>企業誘致課</p>

		いて定めるもの	
第 29 号	伊勢崎市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>群馬県小口資金融資促進制度に準じること及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p> <p>【概要】</p> <p>1 融資残額の借換え及び平成27年度以前に行った小口資金融資の融資期間延長（最長3年）を、平成28年度も可能とするもの</p> <p>2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、条文を改めるもの</p>	商工労働課
第 30 号	伊勢崎市中小企業活性化資金融資促進条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>新たに特定事業を行う中小企業者及び事業開始から1年に満たない中小企業者に対象を拡大すること並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>1 中小企業者の定義に「新たに特定事業を行う具体的計画を有するもの」を加えるとともに、その対象者の融資条件に信用保証を付することとするもの</p> <p>2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴い、条文を改めるもの</p>	商工労働課
第 31 号	伊勢崎市特別業務地区内の建築	<p>【理由】</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に</p>	都市計画課

	物等の制限に関する条例等の一部を改正する条例	<p>関する法律の一部を改正する法律による風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び建築基準法の一部改正並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による建築基準法施行令の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>伊勢崎市特別業務地区内の建築物等の制限に関する条例外2条例について条文を改めるもの</p>	
第32号	伊勢崎市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>赤堀今井地区農業集落排水処理施設の廃止に伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>老朽化により赤堀今井地区農業集落排水処理施設を廃止し、処理区域を下水道に編入するもの</p>	下水道管理課
第33号	伊勢崎市火災予防条例の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>ガスグリドル付こんろなどが市場に流通してきたことから、これらの設備等に係る離隔距離を定めるもの</p>	予防課
第34号	伊勢崎市病院事	<b>【理由】</b>	企画財政

	業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例	<p>一般病床数を変更することに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>小児医療の更なる充実を図るため、小児専用病棟を設ける事に伴い、一般病床数を500床から490床に改めるもの</p>	課
第35号	伊勢崎市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>適用区分に関する規定の整備を図ることに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>公示又は通知をもって経過措置を判断するよう改めるもの</p>	市民税課
第36号	伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例	<p><b>【理由】</b></p> <p>行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び地方税法等の一部を改正する等の法律による地方税法の一部改正並びに地方税法施行令等の一部を改正する等の政令による地方税法施行令の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>1 異議申立てが審査請求に一元化されることに伴い、文言を改めるもの</p> <p>2 独立行政法人労働者健康福祉機構の名称変更等に対応するもの</p> <p>3 地方税法の号ずれに対応するもの</p> <p>4 熱損失防止改修工事に係る固定資産税の減額を受ける際に提出する申告書の記載事項を改めるもの</p>	資産税課
第37号	伊勢崎市都市計画税条例の一部	<p><b>【理由】</b></p> <p>電気事業法等の一部を改正する等の法律</p>	資産税課



	を改正する条例	及び地方税法等の一部を改正する等の法律による地方税法の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの  【概要】 1 地方税法第349条の3の改正により、軽減対象資産を追加するもの 2 地方税法の項ずれを改めるもの	
第38号	伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	【理由】 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令による地方税法施行令の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの  【概要】 1 基礎課税限度額を52万円から54万円に改めるもの 2 後期高齢者支援金等課税限度額を17万円から19万円に改めるもの 3 減額所得基準の5割減額対象世帯の1人につき加算する金額を26万円から26万5,000円に改めるもの 4 減額所得基準の2割減額対象世帯の1人につき加算する金額を47万円から48万円に改めるもの	国民健康保険課
第39号	伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例	【理由】 子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正により多子世帯及びひとり親世帯等の利用者負担軽減措置の特例を定めることに伴い、改正の必要を認めたもの  【概要】 1 市町村民税所得割課税額が7万7, 1	こども保育課

		<p>0 1 円未満の世帯に属する子ども・子育て支援法第 1 9 条第 1 項第 1 号に該当する支給認定子どもの利用者負担について、通算第 2 子を半額、第 3 子以降を無料とするもの</p> <p>2 市町村民税所得割課税額が 5 万 7, 7 0 0 円未満の世帯に属する子ども・子育て支援法第 1 9 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当する支給認定子どもの利用者負担について、通算第 2 子を半額、第 3 子以降を無料とするもの</p> <p>3 市町村民税所得割課税額が 7 万 7, 1 0 1 円未満で、ひとり親世帯、障害者世帯、要保護世帯等の世帯に属する支給認定子どもの利用者負担の額について、通算第 1 子を半額、第 2 子以降を無料とするもの</p>	
--	--	---	--